HTML 版

タイ王国
（Kingdom of Thailand）

通　信

Ⅰ　監督機関等

１　デジタル経済社会省（MDES）

Ministry of Digital Economy and Society

Tel.	＋66 2141 6747
URL	https://www.mdes.go.th/
所在地	120 Moo 3, Prathunam Bldg, 6-9 floors, Government Complex, Thanon Chaeng Watthana, Thung Song Hong, Khet Laksi, 10210, THAILAND
幹　部	Chaiwut Thanakmanusorn（大臣／Minister）

所掌事務

2016 年 9 月、省庁再編に伴い設立された。前身である情報通信技術省（Ministry of Information and Communications Technology：MICT）から概ねすべての部局と権限を引き継ぎ、以下を設立目的とする。

・デジタル分野における国家計画・政策・規制の提案・管理・評価

・国家経済社会のための電気通信網の開発と管理

・国家競争力の強化、生活水準の向上に資するデジタル人材育成を含むデジタル技術の利活用・イノベーション・研究開発の振興と支援

・デジタル政府実現に向けた政府機関によるデジタル技術の利活用の振興と支援

同省は、通信、放送、電子取引、データ・プライバシー、コンピュータ犯罪、インターネット・コンテンツを所掌する。また、所掌業務を補完する外局として電子取引開発庁（Electronic Transactions Development Agency：ETDA）、デジタル経済振興庁（Digital Economy Promotion Agency：DEPA）を有するほか、国有通信事業者 National Telecom（NT）（TOT と CAT Telecom 等が合併して設立）、タイ郵便（Thailand Post）も同省の所掌である。

２　国家放送通信委員会（NBTC）

National Broadcasting and Telecommunications Commission

Tel.	＋66 2670 8888
URL	https://www.nbtc.go.th/
所在地	87 Phaholythin 8 （Soi Sailom）, Samsen Nai, Phayathai, Bangkok 10400, THAILAND
幹　部	Sarana Boonbaichaiyapruck （委員長／Chairman）

所掌事務

NBTC の前身である国家通信委員会（National Telecommunications Commission：NTC）は「1997 年タイ王国憲法」第 40 条を受けて 2000 年 3 月に公布された「NTC-NBC 法」に基づき、2004 年 10 月に設立、同年 11 月 1 日より業務を開始した。2010 年 12 月には、通信事業と放送事業を監督する NBTC の設置を規定する法律「NBTC 法」（Ⅱ－１の項参照）が施行され、2011 年 9 月には NBTC の委員が選出された。NBTC の主な所掌事務は以下のとおりである。

・政策立案及び電気通信部門のマスタープランの策定
・周波数の利用免許付与及び規制
・電気通信事業の免許付与及び規制
・電気通信サービスのための標準化と技術仕様の決定
・相互接続の規則及び手続の規定の策定
・消費者保護の規則と手続の規定の策定
・公正で自由な競争のための規定の策定

NBTC の委員数は従来 11 名であったが、2016 年改正で 7 名となった。2022 年に委員改選が実施され、2022 年 12 月時点では 6 名が選出されている。

Ⅱ　法令

１　周波数割当及び放送・電気通信規制のための組織に関する法律（Act on Organizations to Assign Radio-Frequency Spectrum and to Regulate Sound Broadcasting, Television Broadcasting and Telecommunication Services：NBTC 法）

2010 年 12 月施行。電気通信事業と放送事業を監督する NBTC の設置及び所掌業務等を規定している。NBTC の主な所掌業務には、当該分野での政策立案及び電気通信部門のマスタープランの策定、 周波数の利用免許付与及び規制、電気通信事業の免許付与及び規制、電気通信サービスのための標準化と技術仕様の決定、相互接続の規則及び手続の規定の策定、消費者保護の規則と手続の規定の策定、公正で自由な競争のための規定等がある。

2017 年 6 月及び 2019 年一部改正。2017 年改正で NBTC が既存の免許人から未使用又は利用率の悪い周波数を再割当のために回収し、免許人と他の関係者間

で周波数を共有できるようなった。また、周波数需要が逼迫していなければ、周波数オークションは免除可能となった。

２　電気通信事業法（Telecommunications Business Act）

2001 年施行、2006 年及び 2019 年一部改正。事業免許、市場競争のセーフガード、相互接続、料金、ユニバーサル・サービス、線路敷設権に関する手続の整備等、市場競争の環境整備について規定している。

３　憲法

2007 年憲法第 47 条では、放送分野及び通信分野の規律、周波数監理を行う単一の機関の設置を規定している。その後、新憲法が 2017 年 4 月に施行された。2017 年憲法第 60 条では、周波数と衛星軌道を国家資産と位置付け、同第 274 条で NBTC がこれらの国家資産の管理を行うと規定している。

Ⅲ　政策動向

１　免許制度

（１）事業免許

「電気通信事業法」第 7 条において、電気通信分野の事業免許は、以下の 3 種類が規定されている。

事業免許種類

免許	定義
第 1 種 事業免許	・非設備ベースのサービス ・自由なサービス提供が妥当と思われる性格のサービス ・NTC（現NBTC）への届け出後、認可
第 2 種 事業免許	・非設備ベース、あるいは設備ベースのサービス ・特定の利用者に提供されるサービス ・自由で公正な競争、公の利益、消費者保護の観点から、重大な影響のないサービス ・NTC（現NBTC）が定めた免許条件に事前に完全に合致後、認可
第 3 種 事業免許	・事業者が基盤として運営する設備をベースとするサービス ・一般公共に対して提供されるサービス ・自由で公正な競争、公の利益の観点から、重大な影響のあるサービス、消費者を保護する理由のあるサービス ・NTC（現NBTC）による審査後、認可

同法によると、NTC（現 NBTC）は以上の 3 種類の免許について免許取得条件

を定め、「電気通信事業法」施行以前からの既存事業者には免許を発行しなければならないと規定している。なお、同法の各免許基準については、NBTC が詳細を規定する。

（２）免許条件とユニバーサル・サービス基金

2012 年にユニバーサル・サービス基金制度の改革が実施された。従来のユニバーサル・サービス基金を NBTC 基金（Broadcasting and Telecommunications Research and Development Fund for the Public Interest）へ移管し、用途についても高速インターネットに拡大するものとされた。任期 3 年の 11 名の基金管理委員会がユニバーサル・サービス基金の管理を担うことになった。

２　競争促進政策

（１）新国有事業者 National Telecom（NT）の設立

政府系事業の合理化のために、 国有事業者の TOT と CAT Telecom の統合と新事業者 National Telecom（NT）の設立が進められ、タイ内閣が 2020 年 1 月にこれを承認し、2021 年 1 月 7 日に新会社として登記された。これに伴い、旧 CAT Telecom と旧 TOT の通信ネットワーク・インフラを含め新会社に移管された。なお、合併後の資産は MDES が保有する。

（２）事業者合併

総合通信事業者 True と移動体通信事業者 DTAC の両社は 2021 年 11 月、事業統合で合意した。DTAC の親会社ノルウェーのテレノール（Telenor）グループと、True の親会社であるタイのコングロマリット CP グループが新通信会社設立へ向けて覚書に署名したことによるもの。NBTC は、同事業者合併に関し、国内通信市場や業界への影響等について調査を実施し、2022 年 10 月、両社の合併を認める決定を下した。両社の合併により、移動体通信分野における加入者ベースの国内市場シェアは 54%となり、これまでの第 1 位の事業者 AIS のシェア 44%を超えるため、NBTC は、料金上限及び平均コストに基づく料金設定等の規制を行うこととしている。また、新会社が現在の事業者名を 3 年間使用することも合併承認の条件としている。

（３）外資規制

「電気通信事業法」では、第 2 種事業免許及び第 3 種事業免許の事業者の外資規制は、25%と規定されていた。2012 年 7 月、NBTC は外資規制に関する規制の改正を承認し、電気通信事業における外資の優越の防止を図った。その一方で、国内の電気通信事業に対して、「電気通信事業法」及び「外国人事業法（Foreign Business Act）」を順守し、改めて外資の上限比率は 50%未満という指針を示した。

（４）MVNO

2012 年以降、NBTC は MNVO 法により MNO に対しネットワーク容量の 10%

を MVNO に提供するよう義務付けるとともに、MVNO に対して以下の項目を順守することを要求している。

・すべての MVNO は第 1 種事業免許（非設備ベース）に分類される。

・標準的な MVNO の免許期間は 5 年かつ更新可能。

・MVNO は毎年免許料を支払う。また、ユニバーサル・サービス基金への支払いも行う。

・MVNO は免許を取得してから 1 年以内にサービスを開始することが望ましい。

３　情報通信基盤整備政策

（１）「ICT2020」（2011～2020 年）

2011 年 5 月に内閣承認。同政策枠組では以下の目標が掲げられた。

・ユニバーサル・ブロードバンド・アクセスの実現（国家ブロードバンド計画の目標と同じ数値目標を掲げている）。

・知識経済化に対応する人材育成（人口の 75%が情報リテラシーを身に付け、ICT 専門家を人口 3%の割合まで高める）。

・ICT 産業を GDP の 18%を占めるまでに成長させる。

・世界経済フォーラムの Network Readiness Index において、ランキング上位 25%以内に入る。

・インターネット関連雇用を創出し、社会的弱者の生活水準向上を図る。

・ICT の重要性が認知され、環境に配慮した参加型の経済社会発展を図る。

このビジョンについて、「ICT2020」では、「スマート・タイランド構想（The “Smart Thailand 2020” Vision）」と命名している。同構想の実現に向け以下の七つの戦略が策定された。

・戦略 1:全社会階層がどこからでも利用可能で安全なインフラとしてのブロードバンド通信の構築

・戦略 2：世界レベルの専門的知識を有する IT 専門家の育成

・戦略 3：ASEAN 経済統合や自由貿易を利用した ICT 産業の競争力強化

・戦略 4：ICT を活用した行政サービスの革新

・戦略 5：ICT 活用による製造業、農業、サービス産業の競争力強化

・戦略 6：ICT 活用を推進して社会的経済的格差を是正し、教育・医療といった基本的な公共サービスにおいて、全国民がアクセス可能となる環境の構築

・戦略 7：ICT を利用した環境に配慮した社会・経済の創造

（２）国家 ICT マスタープラン

第 3 次国家 ICT マスタープラン（The Third Thailand Information and Commu-nications Technology Master Plan）（2014～2018 年）における八つの目標は以下のとおり。

①高度なセキュリティを持つインターネットのアクセシビリティ向上に向けたブロードバンド基盤開発支援
②ICT 基盤開発戦略を推進するための十分な人材育成
③サービス産業とクリエイティブ産業を効率的に開発
④ICT 産業による経済成長を促進
⑤電子政府サービスのイノベーションを推進
⑥内部管理とデータの相互運用性を高めるためのスマート・ガバメントの開発
⑦ICT を経済に適用し、包括的な成長を促進
⑧サイバー・セキュリティの向上

2019 年には「第 4 次マスタープラン（2019～2023 年)」が発表され、効率的包括的な ICT インフラ開発の促進とデジタル主導の経済及び社会の発展のための政策枠組が提示されている。

（３）デジタル経済社会開発計画案

2015 年 3 月に、国家デジタル経済社会準備委員会が設置されており、2016 年 2 月には同委員会がデジタル経済社会開発計画案を作成し、同年 4 月に閣議で承認された。

同計画の特徴は、4 フェーズ 20 年間という長期にわたる計画である点である。1 年半の期間の第 1 フェーズでは、デジタル基盤を構築、5 年目までの第 2 フェーズでは、すべての人がデジタル技術の恩恵が受けられるように包括性を向上させ、10 年目までの第 3 フェーズでは、デジタル技術とイノベーションにより国を変革する、20 年目までにデジタル・リーダーシップを獲得し、先進国となるという計画である。戦略的な取組領域は六つ設定されており、①全国に大容量のデジタル・インフラの構築、②デジタル技術による経済活性化、③知識駆動型のデジタル社会の創出、④デジタル政府への変革、⑤デジタル時代に対応した労働力の育成、⑥デジタル技術の利用における信頼の構築となっている。

（４）「Thailand 4.0」ビジョン

「Thailand 4.0」を長期的な経済発展のモデルとして位置付けている。2016 年 7 月に、プラユット・チャンオーチャー首相が演説の中で「Thailand 4.0」政策に言及し、同政策は、従来の政権のポピュリスト的な政策とは異なり、長期的に課題に取り組み、民間が主導する持続的な発展を目指すものだとしている。具体的には、20 年間を対象とする戦略計画により、創造性、イノベーション、技術を重視して、経済政策と構造改革を実施していくとしている。同政策がターゲットとしている産業分野は、引き続き奨励する産業として①次世代自動車、②スマート・エレクトロニクス、③メディカル＆ウェルネス・ツーリズム、④農業・バイオ技術、⑤食品加工、新しい産業として⑥ロボティックス、⑦バイオ燃料・バイオ化学、⑧航空・ロジスティックス、⑨医療ハブ、双方に跨がる産業として⑩デジタ

ルが挙げられている。なお、首相府広報局の記事によると、タイの発展は以下の3段階を経ており、「Thailand 4.0」はその次の発展段階を指すものとされている。

・Thailand 1.0：農業中心の社会構造
・Thailand 2.0：軽工業の開発により低所得から中所得国への移行
・Thailand 3.0：重工業化により経済成長を持続

（5）ブロードバンド普及拡大策

MDESは、2017年5月、低価格のブロードバンド・アクセスを2018年中盤までに、民間事業者がネットワークを敷設する可能性が低い地域も含めて、すべての村落に普及させる意向を明らかにした。

（6）デジタルパークタイランド（EECd）の開発

MDES等が中心となり、チョンブリ県シラチャにデジタル産業の集積エリア（デジタル産業・スタートアップ企業のサポートやイノベーション拠点、教育用施設等を含む）を構築するプロジェクトが進行中。2021年10月には、デジタル産業の振興を目的に、新たなテクノロジーの試験・開発拠点「デジタル・イノベーション・センター」の開設に向けて詳細を発表した。デジタル・イノベーション・センターは、面積4万m^2の敷地に、5G、AI、IoT、VR/AR、クラウド技術に関する設計・開発・試験等の設備を開設する。

4　コンピュータ犯罪法とコンテンツ規制状況

コンテンツ規制として、インターネットのポルノ取締り等を目的としたコンピュータ関連犯罪法が2006年から施行されている。2020年8月、タイ政府が、同法を根拠に、フェイスブック（Facebook、現メタ（Meta））に対しタイ王室批判グループの運営ページへのアクセスを遮断することを求めている。また、2021年11月、僧侶姿を戯画化した画像のSNS掲載について、下院宗教委員会が同法の適用を警察に求めている。そのほか、2021年1月に、王室批判動画のネット投稿者に関して、刑事裁判所が、刑法112条の不敬罪による禁固刑の判決を下している。これらの法律に関して、国連人権高等弁務官事務所が、2020年12月に表現の自由の侵害の可能性を指摘したが、これに対しタイ政府は、表現の自由、平和デモは禁止せず、国家の安全保障を脅かす行為に対し適用すると主張している。

Ⅳ　関連技術の動向

基準認証制度

「電気通信事業法」及び「無線通信法」の規定に基づいて、NBTCが電気通信機器の技術規則の制定を行う。NTC（現NBTC）は2007年に無線機器を含む電気通信機器の新しい基準認証制度を発表した。機器はNBTCが定める技術規則を満たしたことをNBTC又は外部の試験認証機関によって証明された後、NBTCによる登録（Class A）又は認証（Class B）を受けて市場に出される。また、短距

離無線機器等の簡易な機器については、供給者適合宣言（Supplier’s Doclaration of Conformity：SDOC）での販売が可能である。

Ⅴ　事業の現状

１　固定電話

タイにおける固定電話回線数は減少傾向にある。NT が最大の事業者となっている。

２　移動体通信

（１）概要

国内初の商用 LTE サービスは、総合通信事業者の True 傘下の TrueMove H（当時 TrueMove）が 2013 年 5 月に 2.1GHz 帯を利用して開始し、2016 年に商用 LTE-A サービスを開始した。AIS は 2016 年 1 月、1800MHz 帯及び 2100MHz 帯の LTE-Advanced （LTE-A）サービスを開始した。一方、DTAC は 2015 年 11 月に従来の 2100MHz 帯の LTE サービスを拡張し、バンコク都内で 1800MHz 帯の LTE サービスを開始した。また、国有事業者 NT に統合される以前の旧 CAT Telecom と旧 TOT が、それぞれ 2016 年 11 月と 2018 年 6 月から LTE 方式でのサービスを開始した。

5G については、AIS が 2020 年 2 月に 2.6GHz 帯、TrueMove H が同年 3 月に 2.6GHz 帯、DTAC が同年 8 月に 26GHz 帯及び 700MHz 帯でそれぞれサービスを開始した。

（２）MVNO の動向

主な事業者は、DTAC 子会社の Finn Mobile（旧 Line Thailand）、White Space（旧 Penguin SIM）。なお、移動体通信の全加入者から見れば、MVNO の加入者シェアは 1%未満である。

３　インターネット

主な固定ブロードバンド事業者は AIS、NT、Triple T Broadband（3BB）、True である。

Ⅵ　運営体

１　National Telecom Public Company Limtied（NT）

Tel.	＋66 2 104 3000
URL	https://www.ntplc.co.th/
所在地	99 Chaengwattana Road, Thung Song Hong Subdistrict, Lak Si District, Bangkok 10210, THAILAND
幹　部	Col Sanphachai Huvanandana（社長／President）

概要

国有通信事業者 CAT Telecom 及び TOT の合併により、2021 年 1 月に設立された新事業者。MDES 傘下の国有企業として旧 CAT Telecom・旧 TOT の事業を継承する。資産管理は MDES が所管する。

２　その他の主な事業者

事業分野	事業者	URL
移動体通信	AIS	https://www.ais.th/
	DTAC	https://www.dtac.co.th/
	TrueMove H	https://truemoveh.truecorp.co.th/
衛星通信	Thaicom	https://www.thaicom.net/

放　　送

Ⅰ　監督機関等

１　国家放送通信委員会（NBTC）

（通信／Ⅰ－２の項参照）

所掌事務

「2007 年憲法」では、通信事業と放送事業を監督する NBTC の設置が規定され、2010 年 12 月には設置のための法律「NBTC 法」（通信／Ⅱ－１の項参照）が施行され、放送事業の監督、周波数監理等を担うこととなった。

２　首相府広報局（PRD）

Government Public Relations Department

Tel.	＋66 2 618 2323
URL	https://thailand.prd.go.th/
所在地	Rama VI Rd., Soi 30, Bangkok 10400, THAILAND

所掌事務

政府の広報的役割を所掌している。放送、出版及びマルチメディア政策を通じて政府の広報活動を行っている。教育放送的性格を有する国営地上テレビ放送と国営ラジオ放送を所有している。財源は国庫交付金のほか、広告時間帯の使用料収入である。

Ⅱ　法令

１　2008 年ラジオ・テレビ放送法

2008 年 3 月に同法が制定された。同法では、放送免許の枠組みを定めている。2017 年一部改正。

２　周波数割当及び放送・電気通信規制のための組織に関する法律（通称：NBTC 法）（2010 年・2017 年改正）

（通信／Ⅱ－１の項参照）

Ⅲ　政策動向

１　免許制度

「2008 年放送法」では、放送免許を三つ（公共サービス用、地域サービス用、商業サービス用）に分類し、免許を付与された放送事業者は公共の利益と視聴者の利益を目的として事業を行うことと定めている。放送免許体系では、設備免許とネットワーク免許とは別に、個別のチャンネルを提供するサービス免許枠が用意され、設備免許を保有する事業者であっても、放送サービスのチャンネルを提供する場合には、サービス免許も合わせて取得する必要がある。2013 年 12 月の入札では 15 年間の免許は民間の 16 の事業者（24 チャンネル）により取得された。

２　コンテンツ規制

「2008 年放送法」では、民主主義体制、国家の安全、国民の良心、道徳、健康を脅かす番組は禁止されている。

Ⅳ　事業の現状

１　ラジオ

2019 年 8 月現在、コミュニティ向け、公共サービス・ラジオを合わせ、4,000 局以上の免許が交付されている。主なラジオ放送事業者は、首相府広報局直轄のタイ国営放送局（National Broadcasting Service of Thailand：NBT）が運営する Radio Thailand である。

国際放送は、NBT が海外向けサービスとして、12 言語で「Radio Thailand World Service」を提供している。

２　テレビ

2019 年末現在、公共サービス部門の 5 系統と商業部門の 15 系統のサービスを提供している。

３　衛星放送・ケーブルテレビ

衛星放送とケーブルテレビ・サービスのプラットフォーム事業者は、True Visions や PSI（Poly Satellite Industry）等がある。最大手事業者は、2003 年に設

立された CP グループ傘下の True Visions。PSI は IPTV も提供している。

また、メディア企業のプージャッガーンが保有する ASTV（Asia Satellite TV）が NSS6 衛星を使用している。

Ⅴ　運営体

１　首相府広報局（PRD）

（Ⅰ－２の項参照）

概要

PRD が、NBT、Radio Thailand を所有している。

２　タイ公共放送（TPBS）

Thai PBS

Tel.	＋66 2790 2000
URL	https://www.thaipbs.or.th/
所在地	Head Office Building, 145 Vibhavadi Rangsit Road Bangkhen Market Subdistrict Laksi, , Bangkok 10210, THAILAND
幹　部	Vilasinee Pipitkul（会長／Director General）

概要

2007 年 10 月に成立、2008 年 1 月に施行された「公共放送機構法」により設置されたタイで唯一の公共放送。広告は入れず、財源は酒税とたばこ税による税収総額の 1.5%で 20 億 THB を超えない額と定められている。

３　タイ・マスコミ公団（MCOT）

Mass Communication Organization of Thailand Public Company Limited

Tel.	＋66 2201 6000
URL	https://www.mcot.net/
所在地	63/1 Rama IX Rd., Huay Kwang, Bangkok 10310, THAILAND

概要

地上デジタル・チャンネル（9 MCOT HD チャンネル 30）を提供している。タイ国営企業法 BE 2542（1999）により株式会社化され、2004 年 8 月にタイ証券取引所に上場した。発行済株式の 66%を財務省が、12%を政府貯蓄銀行が保有しており「公団」の名称は続いている。

電　波

Ⅰ　監督機関等

１　監督機関

国家放送通信委員会（NBTC）

（通信／Ｉ－２の項参照）

２　標準化機関

タイ産業標準機構（TISI）

Thai Industrial Standards Institute

Tel.	＋66 2430 6815
URL	https://www.tisi.go.th/
所在地	75/42 Rama VI Rd., Ratchathewi, Bangkok 10400, THAILAND
幹　部	Banjong Sukreetha（事務総長／Secretary General）

所掌事務

消費者保護、自然環境保護、産業育成、標準化の推進による貿易の推進を目的として、1966 年に設立された。TISI は、「産業製品標準法（Industrial Products Standards Act B.E. 2511（1968））」「国家標準化法（National Standardization Act B.E.2551（2008））」や工業省（Ministry of Industry）の政策及びマスタープラン、政府の政策等に基づき活動を行っている。

標準化関連では以下の活動を行っている。

・国内／地域／国際標準の策定作業

・基準認証

Ⅱ　電波監理政策の動向

１　電波監理の概要

NBTC は、2011 年に発足後、2012 年 4 月には、「電波管理・通信・放送基本計画」を施行した。その中で周波数管理については「2012 年周波数管理基本計画」が定められ、国民に対して最高の利益を生み出すように周波数管理を行うこととして、自由で公正な競争を考慮し、公共の利益に関する多様な事業にあまねく周波数利用を普及させるとのビジョンに基づいて、次の六つの目標を掲げている。

・国際周波数管理に関する協力メカニズムを用意する。

・周波数の割当て・調整のために周波数の返還に関する原則規定と時期を定め

る。

・国の安全保障面での周波数管理の原則とメカニズムを用意する。

・公共災害の防止・緩和や緊急事態・災害対応のための周波数割当とその使用の原則を定める。

・地上デジタル放送の変更計画を用意する。

・民間セクターに対する周波数割当やコミュニティ・サービスを行う非営利活動向けに各エリアでの周波数帯全体の 20%以上を使用できるようにする。

２　無線局免許制度

「NBTC 法」第 41 条及び第 45 条により、すべての無線機器の製造、保有、輸出入、売買、利用には、別に定める場合を除いて、免許を必要とする。一部移動電話、コードレス電話、CB 無線機器等については、個別に省令で定めることによって、免許不要での使用を許可している。

３　周波数割当

2011 年の NBTC 設立により、民間企業に対してオークションによって周波数を割り当てる権限が NBTC に付与され、民間企業が周波数免許を保有することが認められるようになった。同国初となる周波数オークションは 2012 年 12 月に実施され、既存事業者 3 社（AIS、DTAC、TrueMove（当時））が 2100MHz 帯（1920-1965MHz/2110-2155MHz）の 15MHz 幅×2 の 3 枠を獲得、3G 免許が付与された。更に、NBTC は 1.8GHz 帯（1710-1740MHz/1805-1835MHz）を 4G に割り当てるための周波数オークションを 2015 年 11 月に実施、15MHz 幅×2 の 2 枠を TrueMove（当時）と AIS の 2 社が落札した。2015 年 12 月に 900MHz 帯（895-915MHz/940-960MHz）の 4G オークションが実施され、10MHz 幅×2 の 2 枠を TrueMove（当時）と Jas Mobile Broadband が落札した。ただし、Jas Mobile Broadband は支払期限までに免許料を用意できず免許を取得できず、2016 年 5 月に 900MHz 帯のオークションが再び行われ、AIS が 756 億 5,000 万 THB で落札し 900MHz 帯の免許を取得した。

NBTC は 2018 年 8 月に、1800MHz 帯の 45MHz 幅×2 と 900MHz 帯 5MHz 幅×2 のオークションを実施した。1800MHz 帯は、AIS と DTAC がそれぞれ、一つのロット 5MHz 幅×2 を 125 億 1,100 万 THB で落札した。一方、900MHz 帯は、近接する帯域に、NBTC が高速列車の移動体通信システムとして使用するとして運輸省と了解覚書を締結している帯域があり、入札条件には入札者が干渉対策をすることとなっていること等から敬遠され、応札者がなかった。

NBTC は落札されなかった 900MHz 帯の再オークションを 2018 年 10 月に実施、DTAC 1 社が入札に応じ、379 億 8,000 万 THB で落札した。

なお、政府は 5G 投資促進政策のため、通信大手 3 社に対し、2019 年 6 月に実施された 700MHz 帯の周波数割当に参加して 2020 年までの 5G の商用化を約束

すれば、4G の周波数ライセンス料の支払期限を従来の最長 2021 年から最長 2026 年まで延長することを認めた。

2020 年 2 月、NBTC は、700MHz、2600MHz、及び 26GHz 帯域のオークションを行い、48 の落札があり 1,005 億 THB を得た。うち、AIS が 23、True 及び TrueMove H が計 17、旧 TOT が 4、DTAC 及び旧 CAT Telecom がそれぞれ 2 の免許を取得した。なお、旧 CAT Telecom は 700MHz 帯を、旧 TOT は 26GHz 帯を割り当てられており、新統合事業者 NT が両事業者の統合後も、これら割当周波数を引き継ぐ。

４　周波数取引

「NBTC 法」第 43 条及び第 46 条において、通信放送事業における周波数免許の取引を禁じている。

５　電波利用料制度

「NBTC 法」第 42 条及び第 45 条において、NBTC が電波利用料額の設定と徴収の権限を有することが定められている。NBTC は電波の利用目的、利用周波数、帯域幅等に比例する電波利用料を徴収している。料額は定期的に見直される。

ただし、政府は適用が除外されているほか、3 か月以下の短期利用、試験研究用、国連等の傘下にある専門機関、大使館及び領事館も除外される。基本的な計算式は、以下のとおり。

・周波数利用料＝（帯域幅×周波数定数×用途定数）＋最低料金

-帯域幅は kHz の単位

-周波数定数は、10kHz から 1GHz まで 10、3GHz まで 5、10GHz まで 0.5、20GHz- まで 0.05、それ以上は 0.001

-用途定数は、公共用用途は 5、民間用途は 10

-最低料金は、無線呼出、ラジオ放送は 5 万 THB、テレビ放送、有料放送は 10 万 THB

６　電波の安全性に関する基準

電磁界ばく露に関する基準は整備されていないが、公衆衛生省（Ministry of Public Health : MOPH）の医療科学部（Department of Medical Science : DMSc）を中心に検討されている。

その結果、NBTC は、安全基準及び測定法を策定したほか、地域センターで電界強度の測定も実施している。

Ⅲ　周波数分配状況

NBTC により国家周波数分配表（2017 年）が掲載されている。

・URL :

https://www.nbtc.go.th/spectrum_manage-ment/%E0%B9%81%E0%B8%9C%E0%B8%99%E0%B9%81%E0%B8%A1%E0%B9%88%E0%B8%9A%E0%B8%97/Thailand-National-Frequency-Alloca-tion-Table-（Engl/29318.aspx?lang=th-th